

提携概要（アントワープ港）

1. 提携年月日：1988年11月16日

2. 提携書

名古屋港とアントワープ港との間の友好港提携に関する宣言

名古屋港とアントワープ港は日本及びベルギー両国の主要港湾として永年にわたり世界貿易の発展に貢献している。

両港は今後相互に経済、技術及び人物等の交流を通じ、両港間の友好親善と相互理解を深め併せて日本国とベルギー王国の善隣友好関係を促進しもって世界の平和と繁栄に貢献することを希求し、ここに両港が友好港として提携することを宣言する。

1988年11月16日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 鈴木礼治

アントワープ港湾局宣言書

ここにアントワープ市政府、アントワープ州政府及びアントワープ振興協会の協力のもとアントワープ振興使節団が結成されました。

この使節団の目的は極東地域とアントワープとの貿易関係の強化とアントワープへの企業(商工業)誘致であります。

港湾間の関係は世界の貿易国間の相互理解と信頼関係を更に発展させるためにはかり知れない貢献をするでしょう。

この両港はお互いの相互理解と信頼関係を深める為、できるかぎりの努力をおしまずひいては両港の発展に寄与するものです。

アントワープ振興使節団の名古屋港訪問という好機に臨み、名古屋港管理組合に対しこの友好提携の宣言書を贈るものです。

1988年11月

アントワープ港湾局長

F. サイケンス

アントワープ港湾担当助役

J. デゥヴロー

名古屋港－アントワープ港間による友好港提携宣言

1988年11月、名古屋港管理組合とアントワープ港湾局（現：アントワープ港湾公社）は友好港提携宣言書に調印した。

この提携により、両港間の貿易が促進され、相互理解が深まり、また定期的な交流が行われてきた。

2002年FIFAワールドカップ開催に併せ、ベルギー王国フィリップ皇太子率いる同国最高レベルの使節団が訪日するという機会に、以下の分野で協力を行うことを目的に、新しい提携を行うものである。

- 1) 両港背後地の確認、および両背後地間の貨物流動調査
- 2) 両港間の物流、流通、輸送形態に関する情報交換。民間の港湾関連団体代表者を含むタスクフォース（専門調査会）の相互派遣により、両港間のビジネスチャンスの拡大を図る。
- 3) 港湾開発及び再開発に関する具体的事例の情報交換。専用ターミナルや最新物流地区としての再開発、住宅地やレクリエーション地区としての再開発事例が含まれる。

この協議書の調印により、両港間の友好港提携に新しく具体的な意義を与え、両港に有益な友好・提携体制を強化することを宣言する。

2002年6月3日 東京

名古屋港管理組合

専任副管理者 染谷昭夫

アントワープ港湾公社

総裁 バロン・レオ・デルウェード

名古屋港とアントワープ港の姉妹港提携書

背景

1988年11月、アントワープ港湾局（現：アントワープ港湾公社）と名古屋港管理組合は友好港提携宣言書に署名した。

友好港提携宣言は両港の通商関係、相互理解及び信頼に大きく寄与し、以来、定期的な交流が行われてきた。

二港間の関係は世界の通商国家間における相互理解及び信頼の向上に大きく貢献するところであり、

これまでに両港幹部は相互訪問し、この関係を称え、

FIFA ワールドカップのため、フィリップ皇太子殿下が日本を公式訪問した際の2002年6月3日には、友好港提携の強化を宣言し、

そして、今年、名古屋港使節団がアントワープ港を訪問するという好機に、25年に亘る友好と固い絆を祝い、

また、フランダース地域のアントワープ港とゼーブルージュ港はフランダースポートエリアと呼ばれる枠組みにおいて、世界における競争力を高めるために協働している。フランダースポートエリアは、それぞれ長所と特徴を持つ異なった港により、同地域を西欧随一のロジスティックスエリアとして振興するために創設された。名古屋港はこの枠組みを認識し、同じく良好な協調性をもって、2013年7月にパートナーシップ提携を行ったゼーブルージュ港とも緊密な関係を続けていくことから、

協力原則

名古屋港管理組合とアントワープ港湾公社は姉妹港提携を行うことを決め、互いに以下の分野において協力を行うことに合意する。

- 1) アントワープと名古屋の連携強化に有効な課題及び計画に協力して取り組む
- 2) 具体的には、両港は港湾開発及び管理における成功事例の情報交換を続ける
- 3) 両港の交易拡大を目的とした商機の創設を重視する

本提携書の署名により、姉妹港としての地位を確固たるものとし、両港の利益に資するため、

友好及びパートナーシップ関係を強化することを宣言する。

この姉妹港提携書は両者の総意を表明するのみであり、いかなる法的拘束力や義務も発生しない。法的拘束力もしくは義務については、今後、正式な同意によって規定されるものとする。

財政的支出を伴う場合、両者はこの提携に基づいて行われる行為の財政条件について、前もって同意するものとする。こうした財政条件の同意がないものについては、一方は他方に対していかなる義務も持たないものとし、それぞれが自らの支出により行うものとする。両者は他の団体と類似または同質の他パートナーシップ関係を自由に締結することができる。

この姉妹港提携書は2通の原文が作成され、それぞれが1通を受け取るものとする。

2013年8月28日 アントワープ

名古屋港管理組合

専任副管理者 近藤隆之

アントワープ港湾公社

CEO エディ・ブラーニンクス

総裁 マーク・ヴァン・ピール